

令和元年八千代市農業委員会

第9回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和元年八千代市農業委員会第9回総会議事日程

開催日時	令和元年9月9日(月)午後1時30分～午後3時00分
開催場所	八千代市役所新館6階 第4会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第5号, 報告第1号～第2号)
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	農地競(公)売に係る買受適格証明願の件(農地法第3条分)
議案第2号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第3号	農地法第3条の件
議案第4号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
議案第5号	令和2年度八千代市農業施策に関する意見書の提出について
報告第1号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員 (10名)

1 立石 猛	2 齋藤 孝一	4 小名木 伸雄
5 加茂 太郎	6 將司 実	7 江野澤 隆之
8 浅野 正夫	9 深山 信夫	11 立石 勝則
14 間野 惠一		

(欠席委員: 3黒崎 玲子 10石井 忠徳 12萩原 直也
13川嶋 和義)

◆出席農地利用最適化推進委員 (7名)

4 今井 茂	5 志田 啓佑	6 鈴木 勉
7 石井 孝治	8 村田 一夫	11 立石 秀夫
13 蜂谷 與		

(欠席委員: 1島村 隼人 2山崎 良弘 3市川 和彦
9立石 輝雄 10安原 清 12長岡 勇)

◆事務局（4名）

局長 齋藤 万里子
主事 樽見 侑樹

次長 石原 雄二

主査補 青木 重憲

◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は石井会長が出席できないため、会長職務代理である私が議長を務めます。</p> <p>委員、推進委員の皆様におかれましては、本日は台風被害対応もある中出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>ただ今出席されております農業委員は10名、推進委員は7名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和元年八千代市農業委員会第9回総会は成立いたしました。</p> <p>ただ今から開会します。</p> <p>◆日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>1番 立石猛委員、2番 齋藤委員、両委員にお願いします。</p>
議長	<p>◆日程第2、議案上程につきまして、事前に送付しました議案は、議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報告第2号としていましたが、お手元に配付しています議案第5号を追加し、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>◆日程第3、これより、議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>●議案第1号 農地競(公)売に係る買受適格証明願の件、農地法第3条分、</p> <p>1番 申請人の出頭を願います。</p> <p>【1番 申請人入室】</p>
議長	<p>申請人及び申請代理人の方ですか。</p>

申請人 代理人	はい。 はい。
議長	それぞれお名前をお願いします。
申請人 代理人	申請人の〇〇と申します。 代理人の〇〇です。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長 局長	議案朗読（1 番） 本件につきましては、東京国税局が実施する農地の公売に参加するための、買受適格証明の申請でございます。 現地調査につきましては、8 月 30 日、申請者が居住する地区担当の浅野委員、村田推進委員と 9 月の現地調査班で行いました。 場所は平戸の田 17 筆でございます。詳細につきましては、案内図 1 ページをご覧ください。平戸橋の北西、約 150 メートルに位置しております。 現地は、水稻が作付けされている確認はしておりますので、お手元の現地調査結果報告書のとおり農地として管理されているとのことです。 申請理由は、申請人が東京国税局の実施する農地公売に参加したいとするものであります。 申請人は小池地区を中心に、2 町 2 反の農地を所有しておりますが、このたび申請人が所有している田の近隣で、申請地が公売にかけられることになったため、入札に参加し、取得をしたいとのことであります。 また、落札した場合は、水稻を作付けしたいとのことです。 農地法第 3 条の許可基準の要件につきましては、全部効率利用要件につきましては、事務局で確認したところ、申請時点では遊休農地が 7 筆、田が 1 反 5 畝、畑が 2 反 5 畝の合計 4 反ほどございましたが、現在は解消されております。また、貸付地はございません。 機械については、トラクター、貨物車を保有しております。 農作業常時従事要件につきましては、従事日数は 150 日でありますので、150 日以上の要件を満たしております。 下限面積要件につきましては、現在、耕作面積が 22,434 m ² ありますので、50 a 要件を満たしております。

	<p>また、添付すべき必要書類も併せて確認をしております。</p> <p>なお、本件につきましては、今回の審査で適格と認められ、証明書が交付された場合は、農地法第3条における農地を取得する要件が満たされていることとなりますので、事務処理の迅速化として、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、あらためて総会で審議することなく許可書を交付する運びとなります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>8番 浅野委員どうぞ。</p>
浅野委員	<p>去る8月30日、申請人の地区担当である村田推進委員と私、石井会長、月担当の間野委員、および事務局で現地調査を行いました。</p> <p>現地は平戸橋北西で、比較的一団となっている平戸地区の田んぼです。こちらは、7月の総会の農地法第5条で審議しました、平戸地区盛土事業計画地の第2工区の北側で、8反ほどあるうちの3割方は作付けされておりました。今後は、第2工区に引き続き、盛土事業が行われる土地となります。</p> <p>申請人につきましては、先ほど事務局から説明があったとおり、農家の要件はあるとのことですが、証明書を交付するにあたって、委員の皆さんでご審議いただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。立石勝則委員どうぞ。</p>
立石勝則委員	<p>申請人にいくつか質問させてください。</p> <p>現在所有している2町歩ほどの農地は、おひとりで管理されているのですか。また、主にどういった物を作付けしているのですか。</p>
申請人	<p>管理は一部委託しています。水稻の刈入れ、乾燥、糶摺りは委託しています。畑は、大規模にはやっていなくて、その時々で多少なりとやっています。</p>
立石勝則委員	<p>申請時点では、そのうちの4反近く遊休農地があったそうですが、そこらはなぜ作付けされていなかったのですか。また、従事日数150日となっておりますが、農業以外に仕事はされているのですか。</p>

申請人	<p>仕事はアルバイト的なことをしています。</p> <p>遊休地となっていたのは、木や竹が生えてしまいトラクターが入らなくなってしまうからですが、いずれやらなくてはと思っていました。大きい機械を入れたので、耕作できるようにやっていきたいと思っています。</p>
立石勝則委員	<p>最後に、今後、増えた分も含めてどのように営農していくのでしょうか。また、昨年末の農地台帳調査時に「農業経営を縮小したい」との意向であったと思います。今回、経営を拡大することになりますが、どのような理由でお考えが変わったのでしょうか。</p>
申請人	<p>畑は365日ほとんど管理しなければなりません。水稲は植えて刈入れすれば、それほど管理も要らないです。年を取ってきたのでそちらにしようと考えただけです。</p>
議長	<p>他にありますか。</p> <p>小名木委員どうぞ。</p>
小名木委員	<p>年齢をお伺いできますか。また、後継者はいるのですか。</p>
申請人	<p>71歳です。後継者は決まっています。息子はいますが、継ぐかどうかは決まっています。</p>
小名木委員	<p>今回、公売で土地を購入し、農業経営を拡大する場合、かなりの資金が必要になると思いますが、どれくらいと想定していますか。どのように調達することで考えていますか。</p>
申請人	<p>〇〇万円ほどを想定しています。また、調達は手持ちの現金で考えています。</p>
議長	<p>他にありますか。</p> <p>間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>耕作には機械が必要ですが、先ほどの事務局説明の他に田畑の管理に必要な機械はお持ちでしょうか。</p>

申請人	<p>水稲の場合は、耕作と代掻きまでは自分でやります。他は委託しますので機械は必要ないと考えています。機械にお金をかけることは考えておりませんので。</p>
代理人	<p>作業の部分委託ですね。</p>
間野委員	<p>生産した米の販売先はあるのでしょうか。</p>
申請人	<p>今までは自分の知り合いに渡したりしていました。今後は米専門業者もありますので、お金になるようならそちらを考えています。</p>
間野委員	<p>該当地の畑になっている部分に植木がありますが、どうするつもりですか。</p>
申請人	<p>使えない物は処分します。</p>
間野委員	<p>畑として管理していただきたいという事です。</p>
議長	<p>他に質疑ありますか。 加茂委員どうぞ。</p>
加茂委員	<p>申請地は一団の土地となっており、適正に管理されなければ周辺の方に迷惑がかかることになるので質問します。現在2町歩ちょっと農地をお持ちで、今回の公売で落札すれば、合わせて3町歩を超えます。どのように管理をしていくのですか。</p>
申請人	<p>畑は貸してもいいかなと。田は1町歩でも2町歩でもやっていく事ができるのではと思っています。</p>
代理人	<p>申請人と耕作について話し合ったことがあって、申請人は年齢のこともあり農業経営をやっていくには厳しいかもしれません。しかし、農業法人を立ち上げたいと話し合いもしています。農業をやりたいという人を雇って、申請人が代表になって農業経営を行っていくという話もあります。</p>
加茂委員	<p>法人の青写真的なものがあつたら聞かせてください。 先ほど水稲の方は部分委託すると答えていましたが、委託先の目星はつ</p>

	<p>いているのですか。</p>
申請人	<p>やろうというわけではなく、そういう方法もあるという話をしただけです。</p>
加茂委員	<p>現在所有の田の近隣が公売に出たということで参加するというお話ですが、お持ちの田自体が遊休農地になっているとなると、私としては、今後農業経営を拡大して、一体として管理していくのは難しいという印象を持っておりますので、ご意見を伺いたいと思います。</p>
代理人	<p>自作地は暗渠も何もないところで、機械も入れないような状況でした。この地域は今後盛土の計画があるようなので、区画整理で自分の手持ち分とまとめて耕作できるようになれば、そんなに労力がかからないのでやれると考えています。</p>
議長	<p>他に質疑ありますか。 今井推進委員どうぞ。</p>
今井推進委員	<p>現在部分委託をしているという事ですが、どれ位の委託費を支払っているのですか。購入に〇〇万円ほど予定しているとのことですが、その資金と委託で収支が合うのかという心配があるのでお聞きしたいのですが。</p>
申請人	<p>1町で60万円ちょっとです。</p>
代理人	<p>現在各地域に営農組合ができて、部分委託で委託している人が多いと思います。ですから、その値段は、植え付けは自分でやって、収穫くらいですかね。</p>
申請人	<p>いや、植え付けから収穫までですね。</p>
議長	<p>小名木委員どうぞ。</p>
小名木委員	<p>今までは部分委託でやってきて、コンバインや田植え機はないということですが、今後8反歩増えた場合も部分委託ということで申請人がお答えされていますけれども、代理人は法人化について相談をしているような話が出ましたので、どちらを選んで今後申請地を含めて管理を行っていくの</p>

	か、もう一度お答えください。
申請人	部分委託で考えています。
小名木委員	となると、法人化は考えていないということでしょうか。
申請人	それは以前にそういう話が出ただけです。
小名木委員	話には出たけれども、実際購入した場合は、現在と同じ部分委託のスタイルでやられるということですか。
申請人	今の考えは。
小名木委員	わかりました。
議長	他に質疑ありますか。
	【「なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。申請人及び申請代理人は退場してください。
申請人	ありがとうございました。
	【1番 申請人退室】
議長	これより討論・採決に入りたいと思いますが、質問がかなりありましたので、買受適格証明書の交付にあたりまして審査基準等がありましたら、事務局より説明願います。
	【事務局説明】
間野委員	一部委託ありきの話で、委託先が決まっていなかったら、丸きりできなくなってしまうことにならないでしょうか。機械を持っていれば自分でできるのでしょうか。

浅野委員	<p>小池地区ですとライスセンターがあって、そこに刈り取りを依頼しています。これから先、そういう方法をとっていかないと、米作は収支の割が合わなくなっている状況です。大型機械を導入しているところにやってもらって、機械化できるから面積も拡大できるかと思います。</p>
立石勝則委員	<p>平戸地区もこの先の盛土事業の話があるから、広くなれば土地の利用価値もあがるということでしょうかね。これからの事を考えると、農家要件がある人であれば、所有権を移転させてもいいのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
小名木委員	<p>賛成反対ということではないのですが、申請者が先ほど畑は貸してもいいなどと発言していましたが、審査基準ですと、貸すことを前提に取得ということでは許可できないということになっていますよね。そういうことも含めて、取得することになったら自分で管理して下さいと話すべきと思います。</p>
議長	<p>それでは採決を行います。 議案第1号について、原案のとおり証明すること、及び、その後申請人から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があり、かつ、証明書の交付時と事情が異なっていないことが確認された場合は、許可書を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【挙手】</p>
議長	<p>挙手、多数であります。 よって、議案第1号については、原案のとおり証明すること、及び、その後申請人から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があり、かつ、証明書の交付時と事情が異なっていないことが確認された場合は、許可書を交付することに決定しました。 なお、取得した場合、自分で管理するよう事務局から話してください。</p>
議長	<p>●議案第2号 農地法第5条の件、県許可分につきましては、1番及び2番は関連する案件であるため、一括して説明、審議及び採決を行います。 1番及び2番 申請人の出頭を願います。</p>

	<p>【1番及び2番 申請人入室】</p>
議長	申請人及び申請代理人の方ですか。
申請人	はい。
代理人	はい。
議長	それぞれお名前をお願いします。
代理人	清水測量設計事務所の〇〇です。
申請人	八千代市教育委員会の〇〇です。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明をお願いします。
次長	議案朗読（1番及び2番）
局長	<p>本件につきましては、8月30日、地区担当の蜂谷推進委員と9月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所でございますが、案内図2ページをご覧ください。勝田大作の畑で勝田台公民館の西約150メートルに位置しております。土地利用計画図は次の3ページでございますので併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、申請地は土地利用計画図のと通りの開発計画があり、開発事業予定者と八千代市教育委員会と協議した結果、申請地は埋蔵文化財包蔵地とのことであり、開発事業前に埋蔵文化財の試掘調査が必要であるため申請に至っております。内容といたしましては、八千代市教育委員会が埋蔵文化財の試掘を行うため土地を使用貸借し、農地の一時転用申請したいとするものでございます。</p> <p>なお、試掘が終了した際は農地に復元いたしますが、その後、分譲住宅の建設を目的とした開発許可の取得及び農地転用許可申請を予定しているとのことです。ただし、後ほど説明いたしますが、申請番号の1番と2番とでは、土地の立地条件が異なり、申請番号1番については、今後予定している農地転用の許可について、現状のままでは基準を満たしていない土地となっております。</p> <p>転用許可基準である立地基準につきましては、申請番号1番の勝田646の畑に関しましては、農用地ではないこと、農地の集団規模が10ヘクター</p>

	<p>ルを超えることから、第1種農地と判断される土地であります。第1種農地は原則として転用の許可をすることが出来ませんが、申請に係る農地を文化財発掘等の目的で、調査研究の用に供する場合は、農地法施行規則第35条第1号の規定により、例外的に許可できるものとされております。</p> <p>次に、申請番号2番の勝田647の畑に関しましては、農用地ではなく、水道管、ガス管の2種類が埋設されている道路の沿道の区域にあることと、申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設があることから、こちらは、勝田台南小学校と勝田台病院などがあることから、第3種農地となります。第3種農地は開発事業を含め、転用は原則許可になります。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準につきましては、申請目的実現の確実性として転用行為に必要な資力については、試掘費用は予算の範囲内で八千代市教育委員会の負担で行うこととなります。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利の有無について、当該地は借受人はなく、妨げとなるものは確認できません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接に農地がありますが、土砂等の流出がないように試掘を行うとのことでした。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>蜂谷推進委員どうぞ。</p>
蜂谷推進委員	<p>去る8月30日に地区担当の私と月担当の現地調査班で調査を行いました。現地は耕うんされており、保全管理されている状態でした。</p> <p>事務局から説明のあった通り、今回は、開発前に埋蔵文化財の試掘を行う必要があるため、一時転用して調査を行うこととなりますが、調査後に農地へ復元することとなりますので、申請については、問題ないと考えております。委員の皆さんのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。立石猛委員どうぞ。</p>
立石猛委員	<p>試掘後の開発は、どのような計画で進める予定なのでしょうか。</p>
代理人	<p>希望としては、一度に全体の宅地造成ができればと考えていますが、説</p>

	<p>明にもあったように現状は難しいのも伺っているのですが、その場合は別々になろうかと思えます。</p>
立石猛委員	<p>北側と南側の農地では許可条件が違う事は認識していますか。</p>
代理人	<p>はい、認識しています。</p>
立石猛委員	<p>今回の申請と開発の際の転用申請は審査要件が異なりますので、承知いただいたうえで、開発の際は農業委員会と十分協議を行いながら進めてください。</p> <p>次に、教育委員会の方にお聞きしたいのですが、開発事業を予定しているので埋蔵文化財の調査を行うことになったものと思われそうですが、実際に、開発事業が行われなかったとしても問題はありますか。</p>
申請人	<p>試掘を確認調査といますが、全体の面積の10%程度を行います。それによって何処にどういう物があるかまず絞り込みをします。確認調査で出てくれば本調査をするという形になりますが、本調査については開発と連動しながらやっていくという事になります。</p>
立石猛委員	<p>文化財が出土した場合には試掘とは違う調査になるのですね。</p>
申請人	<p>そうです。</p>
議長	<p>他に質疑ありますか。蜂谷推進委員どうぞ。</p>
蜂谷推進委員	<p>今回は試掘の許可申請ということで、次回は転用の許可申請という話があると思いますが、十分農業委員会と調整していってもらいたいと思います。勝田地区の重要な地域が開発されていくことになりますので、それを踏まえて私からもいろいろと要望しますのでよろしくお願いします。</p>
代理人	<p>はい。</p>
議長	<p>他に質疑ありますか。</p> <p>【「なし」の声あり】</p>

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。申請人及び申請代理人は退場してください。</p> <p>【1番及び2番 申請人退室】</p>
議長	<p>これより議案第2号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。</p>
議長	<p>議案第2号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第3号 農地法第3条の件、 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番） 本件の申請内容につきましては、土地の売買取得でございます。 場所につきましては、案内図4ページをご覧ください。村上西山の畑で、村上北小学校の北西、約180メートルに位置しております。 現地調査は8月30日、地区担当の蜂谷推進委員と9月の現地調査班で行いました。 申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件につきましては、遊休農地および貸付地はございません。機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家でございますので問題ございません。 農作業常時従事要件につきましては、従事日数が300日ですので、150日要件を満たしております。</p>

<p>議長</p>	<p>下限面積要件につきましては、現在の耕作面積は 11,522 m²ですので、50 a 要件を満たしております。</p> <p>地域との調和要件につきましては、周辺農地の利用に影響を与える要因は無く、問題はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>蜂谷推進委員どうぞ。</p>
<p>蜂谷推進委員</p>	<p>去る 8 月 30 日、地区担当の私と月担当の現地調査班で調査を行いました。現地は梨畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>本件については、譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとするものです。譲受人の取得要件についても、村上地区において永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第 3 号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第 3 号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。</p>

議長	<p>よって、議案第3号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>●議案第4号 農用地利用集積計画審議の件、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>それでは、お手元の資料で右上に「別紙1」と書いてあります、令和元年第9回総会議案第4号案内図の1ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容につきましては、場所は島田台鶴作台の畑2筆で、睦中学校から西約500メートルに位置しております。</p> <p>借受人の申請理由は、使用貸借権の再設定でございます。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものでございます。</p> <p>利用集積計画要件の、全部効率利用要件につきましては、遊休農地及び貸付地はございません。常時従事要件につきましては、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（2番）</p> <p>続きまして、第4号案内図の2ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容につきましては、場所は吉橋芝山の畑1筆で、花輪橋から東約300メートルに位置しております。</p> <p>借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定でございます。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものでございます。</p> <p>賃料は、1反当り、12,000円です</p> <p>利用集積計画要件の、全部効率利用要件につきましては、遊休農地及び貸付地はございません。常時従事要件につきましては、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号について、討論・採決を行います。</p>

<p>議長</p>	<p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号については、原案のとおり決定しました。</p>
<p>議長</p> <p>立石猛委員</p>	<p>●議案第5号 令和2年度八千代市農業施策に関する意見書の提出について、</p> <p>意見書案の概要を意見書策定委員会の立石猛委員長から説明願います。</p> <p>議案第5号令和2年度八千代市農業施策に関する意見書の提出についてご説明いたします。</p> <p>皆様のお手元に配布してあります令和2年度 八千代市農業施策に関する意見書(案)をご覧ください。表紙を1枚めくると市長あての鑑文があり、次ページからが意見書の本文となっております。</p> <p>意見書(案)概要について説明します。</p> <p>まず項目1、遊休農地対策については、市で行っている遊休農地対策「多面的機能支払交付金事業」で、30年度は桑納と麦丸の2地区で3.77ヘクタールの遊休農地解消と一定の効果を上げていることを踏まえ、対象地域の拡大を要請します。</p> <p>項目2、担い手・新規就農者の育成や確保については、地域の後継者不足を考慮し、就農を選択する若者が増えるような教育環境作りの推進を求めるとともに、アンケートにおいて多く意見が寄せられた労働力の不足を緩和するため、市で行っている農業ボランティア制度拡充を要請します。</p> <p>項目3、有害鳥獣対策については、今後さらなる被害増加が予想される鳥類、イノシシ等への対策として、猟友会に対する支援と防鳥ネットや電気柵に対する市単独での補助金創設を要請します。</p> <p>項目4、農業交流センターについては、十分に活用がなされていない</p>

	<p>農業交流センターについて、農家参加型店舗の誘致や、工夫された販売所の設置など、農業者と市民の交流に重点を置いた施設運営を要請します。</p> <p>項目5、人・農地プランについては、将来の地域農業を考えるために、農業委員会・農政課協働で地域ごとの「人・農地プラン」策定の推進をしていかなければならないが、そのためには地域状況の地図化や地域の話合いの実現に向け、着実な取り組みを要請します。</p> <p>以上が、意見書(案)の概要です。つきましては、農業委員・推進委員の皆様にご賛同いただき、本総会において承認を得たいと思います。</p> <p>承認をいただいた後、9月中に服部市長へ提出する予定となっております。</p> <p>なお、本意見書(案)策定にあたって、8月6日に第4回、8月30日に第5回の意見書策定委員会を開き、意見書(案)の協議を行いました。8月30日には意見書素案を基に農政課と意見交換会を開き、その説明を行い、それらを踏まえて本日提案した意見書(案)としております。</p> <p>説明は以上となりますが、その他で報告予定でありました内容も、今説明させていただきましたので、その他での報告は割愛させていただきます。</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p>
	<p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑を終わります。 これより議案第5号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
	<p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 続いて採決を行います。 議案第5号について、原案のとおり提出することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	<p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p>

	よって、議案第5号については、原案のとおり決定しました。
議長	●報告第1号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番から4番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。浅野委員どうぞ。
浅野委員	申請番号4番の住宅用地としての面積は32㎡ですか。
事務局	庭となっていた農地を地目変更したいと届出されたもので、宅地の拡張用地としています。
議長	他に質疑ありますか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。 ●報告第2号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番から6番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。

議長	<p>その他としまして、第5回及び第6回広報委員会が開催されましたので、間野委員から報告願います。</p>
間野委員	<p>8月20日に広報委員会を開催し、11月発行の農業委員会だよりの内容が概ね決まったので報告します。</p> <p>表紙は、阿蘇小学校の子ども達の田植え、稲刈り体験について写真を載せ、校長先生から原稿をいただいたので掲載の予定です。</p> <p>その他の記事としては、令和2年度八千代市農業施策に関する意見書の提出について、公園緑地課からの特定生産緑地制度の運用についてのお知らせ、令和元年度の目標及び活動計画、農地の利用状況調査について、農地の貸借制度について、農家リレー随筆、農業者年金で豊かな老後を、編集後記とします。</p> <p>今後印刷を行い、出来上がったらまた皆さんに配布をお願いしたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、広報委員会より報告がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>間野委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○『将来の地域農業を考えましょう！』の配付について ○『令和元（2019）年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます』の配付について ○『令和元年度第4回「農の雇用事業」募集』の配付について ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書の回収について ○次回の総会について <p>10月8日（火）午後1時30分から市役所新館6階第4会議室 現地調査：10月2日（水）午後1時15分集合</p>

議長	担当委員：立石猛委員，齋藤委員 以上で令和元年第9回総会を閉会します。
----	--